

浜松市中小事業者等デジタル化支援事業費補助金事務局運営業務FAQ

	Q	A
1	中小企業者とは	中小事業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条に規定する者をいう。 また、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっている下記の土業法人は、「会社」の範囲に含みます。 会社法上の会社等 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、土業法人、弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人
2	みなし大企業は補助対象事業者でしょうか	みなし大企業は補助対象外です。
3	市内に主たる店舗・工場・事業所の事業実態があるとは	法人は本店の登記簿上の住所が浜松市内にあること、または支店等の場合には、市内に登記があり、市税の納付事実があるもの。また、個人事業主は、浜松市内に店舗・事業所を有するものに限る」としています。 ただし、法人の支店等の登記がされていない場合についても事業実態を確認したうえで判断いたします。
4	特別徴収とは	地方税法第321条の3等の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者（給与支払者）が、毎年6月から翌年5月まで、納税義務者の給与から市民税・県民税の月割税額を引き去りし、翌月10日までに金融機関等でお支払いいただく制度です。
5	市内で何年以上事業をしているというルールはあるか	何年以上継続して事業を継続していないといけないというルールはないが、引き続き事業活動を継続する意思があることが必要です
6	【法人】本店の登記簿上の所在地は浜松市外で、主たる支店・工場・事業所等の所在地が浜松市内である場合（支店等の登記はされていないが事業実態がある場合）はいいか	交付申請日時点において継続して浜松市における事業実態があることを確認できる書類 （例）浜松市税の納税証明書（直近年度のもの）、賃貸借契約書、公共料金（水道光熱費）支払領収書、ホームページや公開情報で事業活動を行っていることが確認できるURL等があれば可能
7	【個人】の場合は	確定申告書の写し（直近1期分）、その他交付申請日時点において継続して浜松市における事業実態があることを確認できる書類 （例）浜松市税の納税証明書（直近年度のもの）、前年度の確定申告書B第1表・第2表、賃貸借契約書、ホームページや公開情報で事業活動を行っていることが確認できるURL等があれば可能
8	住んでいるのは浜松市外だが、個人事業主として浜松市内で事業をしている場合申請できるか	個人事業主の場合は、申請者が浜松市内に居住していることが必要となります。 浜松市外に居住の場合は補助対象外です。
9	個人事業主だが事業収入の項目で確定申告していない場合は申請できるか	フリーランスを含む個人事業主の方で、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として、税務上の雑所得又は給与所得で確定申告している方は補助の対象とします。 しかし、以下に該当する方は対象外とします。 ・被雇用者の方（サラリーマン、パート。アルバイト、派遣、日雇い労働者を含む） ・被扶養者の方 また、不動産収入や山林収入、譲渡収入を主たる収入として確定申告している方は申請できませんのでご注意ください。
10	不動産収入を主たる収入として確定申告している方とは	今回申請する事業で、主たる収入を得て生計を立てていることが必要です。
11	以前のデジタル化補助金で補助を受けている事業者だが、再び申請することは可能か	浜松市が実施した令和3年度や令和4年度浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金を申請した事業者や個人事業主でも、当補助金の実施期間に事業を実施する場合は申請できます。
12	別の補助金を受けているが申請できるか	同じデジタル化事業に対する補助金は申請できませんが、別の事業での申請は可能です。
13	個人事業主と自分が代表を務める、法人と2つで申請することは可能か	それぞれで購入とのことであれば双方で申請が可能です。
14	補助金額はいくらか	補助率は1/2となります。 補助上限額は30万円(税抜)となり、補助下限額は10万円(税抜)となります。 事業費としては最低20万円の事業が対象となります。 事業費の上限はありませんが、補助上限は30万円となります。
15	上限額以内に収まっていないと申請できないのか？	上限額を超えていても申請は可能です。補助上限は30万円となります。
16	ポイントでの支払いも補助対象でしょうか	仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）・ギフトカード(Amazonギフトカード・Apple Gift Card・Google play ギフトカード)で支払った経費は対象外となります。

17	事前に申請とはどういうことか？	これから行うデジタル化の計画を、WEB又は郵送にて事前に申請いただくものです。書類審査の結果、問題等がなければ、ご申請いただいた住所に交付決定通知を発送しますので、令和7年12月15日(月)までに、事業計画に沿ってデジタル化事業を完了し実績報告書をご提出ください。交付決定前に実施した事業は補助対象外となりますので必ず交付決定日以降に事業を開始してください。
18	変更申請とは？	申請をした方で、交付決定を受けた後（交付決定日以降）、デジタル化にかかる事業計画が変更（事業内容や経費の内訳などの変更含む。）される場合、必要となる申請です。実績報告書の提出前に申請ください。郵送にてご申請いただけます。変更申請の審査終了後、変更交付決定通知を発送します。変更申請は10月末までに事務局へご提出ください。
19	実績報告とは？	補助金を受けるために必須となります。事業実績を証明するために、デジタル化事業完了後30日以内又は令和7年12月15日までのいずれか早い期日でご提出いただきます。WEB又は郵送にてご提出ください。実績報告の審査終了後、交付決定通知を発送し、指定口座へ補助金額をお振込みします。実績報告書の提出がない場合、補助金の支払いはできませんのでご注意ください。
20	申請した金額より実績報告の金額が安くなった場合はどうすればよいのか	当初に提出いただいた事業計画書の内容に変更が生じていますので、実績報告書のご提出前に変更承認申請書をご提出ください。ただし、補助事業費（補助金採択決定額）の20%を超えない金額の減少であれば軽微な変更として変更承認申請書の提出は不要です。
21	申請を中止したい場合はどうするのか	中止届を提出していただいてから、事業中止承認通知書を発送します。
22	既に購入したものは申請できるのでしょうか	交付決定通知前の実施の事業は補助金の対象となりません。
23	事前申請したのにすぐに補助金が支払われないのはなぜか	デジタル化の取り組みを実施した後、実績報告の審査を経て補助金交付を確定します。お振込みは実績報告の審査終了後概ね1か月程度となりますのであらかじめご了承ください。
24	補助金を不正に申請・受給した場合は	交付決定後、申請要件に当てはまらない事実や不正受給が発覚した場合は浜松市補助金交付規則第18条により交付決定を取り消し、交付した補助金を返還していただきます。その際、同規則第18条の2により、補助金受領日より年10.95%の加算金もあわせて納付いただきます。
25	補助対象期間はいつまでか	交付決定日から令和7年12月15日(月)までです。
26	実績申請期間はいつまでか	令和7年12月15日(月)までです。
27	WEBで申請をしたいが、どうすればいいか	浜松市役所の中小事業者等デジタル化支援事業費補助金のHPをご覧ください。
28	郵送で申請したいが、どうすればいいか	申請書の様式はホームページからのダウンロードしてください。ダウンロードができない場合は、補助金事務局（053-489-3370）までお問合せください。
29	郵送で申請をしたいがどこに送付すればいいのか	以下の事務局に送付ください。 〒430-0944 静岡県浜松市中央区田町324-3出雲殿互助会田町ビル2階 浜松市中小事業者等デジタル化支援事業費補助金事務局宛
30	郵送の場合は当日消印有効か	当日消印有効とします。
31	補助対象事業はどのようなものか	補助金の対象となる事業は、市内の事業所において、給与・人事・勤怠管理などのバックオフィス業務等をデジタル化する取り組みであり、生産性向上と賃上げ環境の整備を目的とする事業です。 ソフトウェア導入費及びソフトウェア導入に際して必要なハードウェア購入費が対象経費にあたります。※ハードウェア購入費のみは対象外です。
32	ソフトウェアとは	給与システム、人事管理システム、勤怠管理システムなどのバックオフィス業務等の工数を削減するためのもの
33	ハードウェアとは	パソコン、タブレットなどのソフトウェアを導入するうえで必要となるもの
34	ハードウェア購入費のみは対象外とはどういうことか	パソコン、タブレット、CPU、メモリ、ストレージ、モニター、キーボード、マウスなど、目に見える形のあるもののみの購入は対象外となります。ソフトウェア導入のためのハードウェア購入費は対象となります。
35	補助対象経費を支出したことを証する書類とは？	次の①、②のいずれかの書類を提出してください。 ①領収書 ②振込依頼書及び引き落とし口座の入出金明細 ※申請者と同一名の宛名が記載されていることをご確認ください。
36	振込で支払った場合は何を提出すればいいか	オンライン口座のスクショでも通帳の写しでも構いませんので、支払いがわかる画面をご提出ください。口座の場合持ち主がわかる画面もご提出ください。
37	クレジットカードでの購入も申請の対象か	クレジットカードでの購入も対象となります。ただし、補助事業実施期間内に引き落としが完了するものに限ります。ご利用明細等の書類については、どのような物品を購入したか、どのようなサービスの引き落としに利用されたのかがわかるようにご提出ください。

38	月額払いや年間契約のシステム利用料等の場合はいつまでが補助対象期間となるか？	交付決定通知日から補助対象期間内に支払ったまたは支払う経費が対象です。 例：令和7年9月1日からシステムを導入し、利用料を月払いしている場合、令和7年9月1日～実績申請時点もしくは令和7年12月15日までに支払いが完了しているものが補助対象となります。
39	年間支払いのシステム利用料はどうなるか	年間利用料を日割りし、システム導入日から令和7年12月15日までの日数で算出した金額を対象とします
40	親族のクレジットカードで支払いをした経費だが、申請者本人が利用するため補助金申請をしたいが可能か	申請者本人名義で支払ったものが対象となります。
41	データ化のためにスキャン機能の付いた複合機も同時に購入したいのですが補助対象でしょうか	スキャン機能付き複合機については原則補助対象外ですが、補助対象のシステム導入に不可欠な場合は個別に判断します。
42	最新のソフトウェア導入のために、対応するPCの購入は補助対象でしょうか	ソフトウェア導入のため必要な備品ということでしたら、補助対象です。
43	モニターの購入は補助対象でしょうか	モニターのみの購入は対象になりませんが、管理システムの導入と同時に必要なモニターであれば補助対象です。
44	利用中システムのアップグレードのための費用は対象でしょうか	システム保守などの更新にかかる経費は対象外ですが、利用中のシステムに新たなシステムを追加するといったアップグレードのための費用は対象となります。
45	すでに1つ利用していますが、別アカウントでの利用のため同じシステムを導入した場合は補助対象でしょうか	同じシステムを別アカウントで使用する場合は対象外です。
46	デジタル化に伴うインターネット回線やプロバイダ料金は補助対象でしょうか	インターネット回線やプロバイダ料金といった通信料は補助対象外です。
47	オンライン会議システム利用料は対象となりますでしょうか	補助対象外となります。
48	浜松市内のお店での購入でないと補助対象にはならないでしょうか	浜松市内で購入しなければいけないという条件はございません。購入方法は家電量販店等の店舗での購入の他、通信販売等のオンライン購入等も可としています。
49	グループ企業間での売買は補助の対象となるか	申請者と同一の代表又はグループ企業間の契約に伴う売買は、対象となりません。
50	オンラインショッピングモールへの出店にて、販路拡大を図りたいが、補助対象となりますでしょうか	対象外です。
51	システム導入やホームページ作成の外注費(委託費)は補助対象でしょうか	HP作成費は対象外です。システム導入に伴う外注費は補助対象となります。
52	既にシステム導入している機器の保守サポート・修理費は対象でしょうか	システム保守などの更新にかかる経費は対象外ですが、利用中のシステムに新たなシステムを追加するといったアップグレードのための費用は対象となります。
53	キャッシュレス決済導入費は補助対象でしょうか	単純にキャッシュレス決済導入に伴う経費は対象外ですが、キャッシュレス決済導入に伴い帳簿管理システムと連携させるなどバックオフィス業務の生産性向上に伴うのであれば対象となります。
54	リース契約のものは補助対象でしょうか	リースは対象外です。
55	ソフトウェア導入のためスマホも補助対象でしょうか	スマホは汎用性が高いため補助対象外となります。
56	ソフトウェア導入のためコンサル料は補助対象でしょうか	今回の補助金では対象外となります。
57	新たに開業のためにかかる備品や賃料は補助対象でしょうか	今回の補助金では対象外となります。
58	現在壊れているものを買い替えたいのですが補助対象でしょうか	単なる故障による買い替えは対象外ですが、デジタル化を目的として新たな機能を導入する場合は、補助対象となる可能性があります。
59	クラウドサービス（無料）と紐づいた専用機器の購入	デジタル化に必要なクラウドサービスを使うための専用機器を導入するという事であれば、対象となります。
60	生成AIの導入は対象ですか	導入により業務の効率化に繋がることが明確化されていれば対象です。
61	無料システムを導入して、それに付随するハードウェアの購入費は対象になりますか？	ソフトウェアが無料の場合、ハードウェア購入費は対象外です。
62	外貨での支払いの場合、為替レートはどうなりますか。	外貨建ての場合は、下記税関のレートをご参照のうえ、申請日が含まれる期間のレートを適用し、金額を算出ください。 https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/kawase/
63	外貨建てで、申請時と支払い時のレートが異なる場合の補助金額はどうなるか	申請時のレートで算出した補助金額を上限とします。 なお、円高等の影響で実際に支払った円貨の金額が申請時の金額を下回った場合、補助金は差額分だけ減額されます。
64	導入するシステムを運用するために必要な、Windowsのアップデート費用は対象になるか。	Windowsのアップデート費用は対象外。